

港湾運送事業

港湾運送とは

港湾において、船舶への貨物の積卸しなどを行う荷役をはじめ、貨物の仕分け等を行う上屋等への搬出入及び一時保管、さらには、船積み貨物の重量の検査や証明等が行われており、これらをまとめて「港湾運送」と呼んでいます（港湾運送事業法では、「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為と定義されています）。同法が適用される港湾は、政令で93港指定されています。

かつて港湾荷役は人力に頼ることが多く、荷捌きのための時間がかかっていましたが、コンテナ化や機械化が進み、作業の効率化が進み、特にコンテナの登場により、荷役効率は飛躍的に向上しました。

港湾運送事業とは

港湾運送事業法で、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業と定義されており、以下の7つの事業に分類されます。

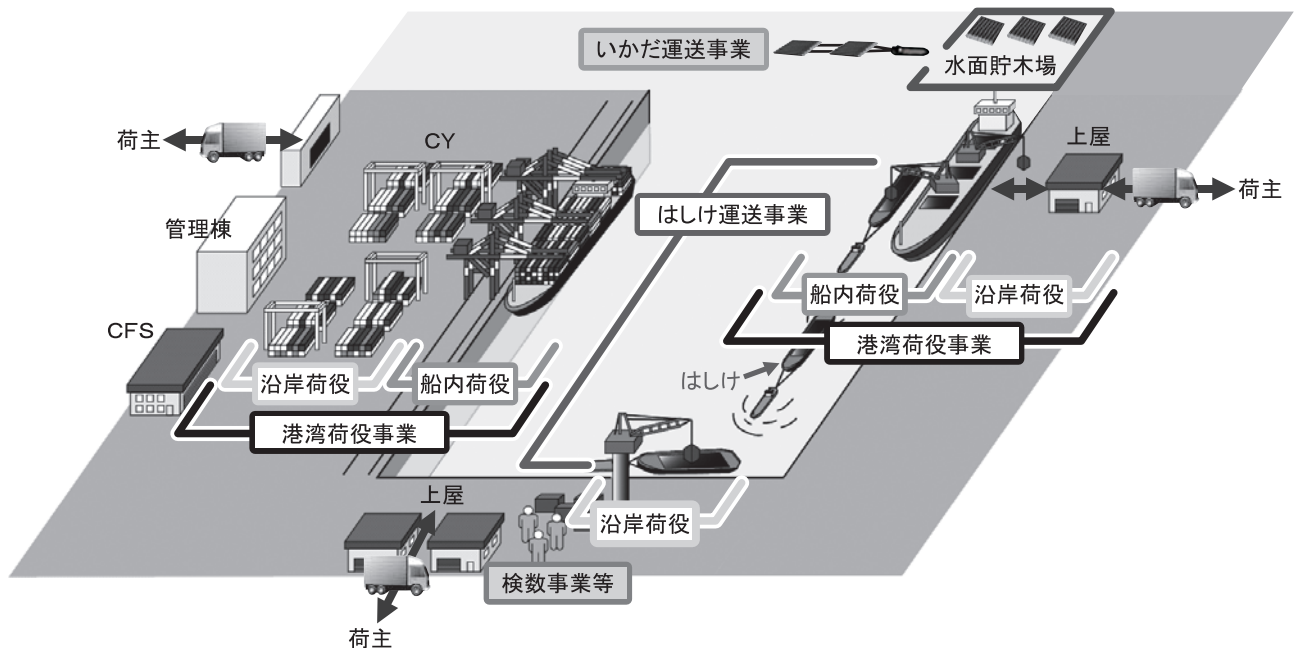
- ①一般港湾運送事業：船社又は荷主の委託を受けて、船積貨物の受渡に併せて、船内荷役等の作業を一貫して行う事業
- ②港湾荷役事業：港湾においてする、船積貨物の船舶から（へ）の積卸（船内荷役）及び荷さばき、上屋、野積場から（へ）の搬出入、保管（沿岸荷役）を行う事業
- ③はしけ運送事業：港湾における貨物の船舶又は、はしけによる運送を行う事業

- ④いかだ運送事業：港湾におけるいかだに組んでする木材の運送及び水面貯木場から（へ）の木材の搬出入、水面貯木場における荷さばき、保管を行う事業
- ⑤検数事業：船積貨物の個数の計算、受渡の証明を行う事業
- ⑥鑑定事業：船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行う事業
- ⑦検量事業：船積貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業。

港湾運送の果たす役割

日本の貿易量の大半は海上貿易が占めており、港湾運送は陸上輸送と海上輸送の結節点である港湾において、両者を円滑に結びつける不可欠かつ重要な役割を果たしています。

我々の生活に欠かせない大豆や小麦のほとんどが海外から輸入されており、また、衣料品や家庭用品、紙類や木材なども海外から輸送され、港湾運送を介して全国各地に輸送されております。港湾運送がストップすれば、私たちの日常生活はたちまち行き詰まってしまい、逆に港湾運送がより効率的に行われれば、そのプラスの影響は国民生活、我が国経済全般に及ぶものと考えられます。今後、国民生活、経済に大きな影響を及ぼす港湾運送について、関係者の取り組みにより、さらに効率的、安定的なサービスの提供が行われるようにしていくことが重要です。



港湾運送事業の全体図